別記様式第９－１号

年　　月　　日

遊漁船安全設備導入支援事業実施計画承認申請書

一般社団法人海洋水産システム協会

　会　長　　殿

住　　　　所

事業実施者名

　遊漁船安全設備導入支援事業に係る実施計画について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）の第３の２－10の（３）のウの（イ）のｃの（ａ）の規定に基づき、別添のとおり提出する。

添付書類

（１）法人の場合、履歴事項全部証明書の写し

（２）個人の場合、本人確認書類（運転免許証、小型船舶操縦免許証等）の写し

（３）遊漁船業者登録票の写し

（４）船舶検査証書の写し

別記様式第９－１号別添

事業実施者の概要と実施計画

１．事業実施者の詳細

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業実施者名 | フリガナ |  |
| 氏　　名 |  |
| 住　　所 | 〒 |
|  | 都　道府　県 |  | 市　区町　村 |
|  |
| メールアドレス |  |
| 電話番号 |  | FAX番号 |  |
| 遊漁船業者登録番号 |  | 登録の有効期間 |  |
| 本事業で安全設備を設置する遊漁船名 |  | 左記遊漁船に既に設置している安全設備 |  |

　注１　既に遊漁船に設置している安全設備の導入は対象外（買い替えは対象外）

２．本事業で設置する安全設備にかかる事項

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 導入予定日 | 導入設備内容（メーカー・型式等） | 導入金額（税抜本体価格） | 助成金の金額 | 備考 |
|  | 設備種類： |  |  |  |
| メーカー：  |
| 型式： |

　注１　導入金額から下取価格は控除すること

注２　既に遊漁船に設置している安全設備の導入は対象外（買い替えは対象外）

　注３　安全設備の導入は1事業者1設備まで

　注４　助成金の上限額は、業務用無線設備は６万円以内、非常用位置等発信装置は12万円以内、改良型救命いかだ等は75万円以内とし、機器等本体価格以外の経費は一切認めない

３．事業対象者の要件確認（該当する場合はチェックを入れる）

|  |
| --- |
| 遊漁船の利用者（以下「利用者」という。）の安全性向上のため、安全設備の導入を実施すること。 |[ ]
| 事業実施者が営業する地域に遊漁船業法第28条第１項に基づく協議会又は海面利用協議会が組織された場合、当該協議会等に加入し、利用者の安全の確保及び漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組等を推進すること。 |[ ]
| 利用者が採捕した水産動植物については、遊漁採捕量等報告システムにより水産庁に報告を行うこと。 |[ ]

４．以下に定める改良型救命いかだ等の搭載を要しない方法により利用者の安全性を確保することが可能（該当する場合はチェックを入れる）

|  |  |
| --- | --- |
| １．一定の水温を上回る時期のみの航行 | 水温20℃以上となる海域・時期のみを航行。（水が冷たい時期は運航しない等）。水温10℃以上15℃未満となる時期に航行する際は、航行区域を限定沿海から平水に制限。 |[ ]
| ２．伴走船と航行 | 出航から帰港まで営業船を視認し、早急に救助できる位置を伴走船が航行伴走船には、緊急時に「要救助者を搭載する枠」（空席）を確保した上で、旅客の搭載が可能。船団で航行する場合、他船を伴走船とすることを認め、船団は最大４隻とし、船団内の他船の「要救助者を搭載する枠」を合算し救助能力を評価 |[ ]
| ３．救助船を配備 | 事故通報後、一定の時間内に現場到着※水温15℃以上は30分以内 水温10℃以上15℃未満は10分以内水温10℃未満は５分以内営業船の搭載人員分を搭載できる「要救助者を搭載する枠」を確保（救助船として利用する場合、旅客の搭載は不可）複数の営業船が同一の救助船を指定可 |[ ]
| ４．船内に浸水しない構造（水温15℃以上に限） | 水密全通甲板又は不沈性・安定性を有する構造 |[ ]
| ５．母港から５海里以内の航行（水温15℃以上に限定） | 航行区域を母港からの航行距離が５海里を超えない範囲に制限 |[ ]